

作業基準

令和4年3月9日
株式会社小樽観光振興公社

目次

第1章	目的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、小樽～祝津～オタモイ周遊航路、小樽赤岩海域航路、**小樽赤岩海域航路小樽祝津周遊コース**、小樽港内遊覧航路（許可及び届出事業）及び小樽港内シャトル航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して（「運航管理補助者が陸上作業員の業務を行っている場合は、運航管理補助者が自ら」次章以下同様。）陸上において、乗船待機の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り、綱放し等の作業を実施する。

2 船長は、船舶作業員を指揮して（「船長以外に乗務員が乗船していない場合は、船長自ら」）次章以下同様。）船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の運送は行わない。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2 離岸10分前になったときには、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図をする。

3 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。

4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを把握して、船内作業員は、乗船旅客数を船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 陸上作業員は、離岸時刻2分前になったときには、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により、迅速かつ確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 陸上作業員は、船舶の着岸時刻5分前になったときには、着岸準備を行い着岸に際しては、迅速かつ確実に綱取り作業を実施する。

2 乗組員又は船内作業員は、船内放送等により、着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を船内作業員及び陸上作業員に合図する。船内作業員は、陸上作業員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後舷門を閉鎖し船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

(1) 旅客は、乗下船時及び船内においては、係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) その他旅客の遵守すべき事項

下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

第 11 条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

(1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。

(2) 12歳未満の児童には、船内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。

(3) 気象、海象の悪化等利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。